

ぎのうじっしゅうせい みな
技能実習生の皆さまへ

れいわ ねん の とはんとうじしん えいきょう かいしゃ ちんぎん
令和6年能登半島地震の影響でいまの会社から賃金をもらえない

ぎのうじっしゅうせい こようほけん きゅうふ う とくべつ たいおう
技能実習生は雇用保険の給付を受けられる特別な対応があります

きゅうふ う
【給付を受けられる人】

つぎ あ たいしょう
次のすべてに当てはまる人が対象となります。

かげついじょうこようほけん はい ひと
①6ヶ月以上雇用保険に入っている人

こんかい じしん ひがい う かいしゃ はたら ひと
②今回の地震で被害を受けた会社で働いていた人

かいしゃ ぎのうじっしゅう ちんぎん
③いまの会社では技能実習ができず、どこからも賃金がもらえていない人

きゅうふ がく
【給付の額】

ちんぎん
いままでもらっていた賃金の45%~80%

ねんれい か こ げつかん ちんぎんがく き
(年齢と過去6か月間の賃金額で決まります。)

くわ もよ ろうどうきょく き
※詳しいことは最寄りの労働局またはハローワークに聞いてください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

